

作成日：2011年2月1日

ルクセンブルグ大公国

特許庁の所在地：

Intellectual Property Directorate

Ministere de l' economie, et du commerce exterieur,
19-21, Boulevard Royal,
Luxembourg-Ville,
Luxembourg

Tel : 352 478 4163

Fax : 352 22 26 60

E-Mail : dpi@eco.etat.lu

Website : www.eco.public.lu

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 世界貿易機構 (WTO)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (10) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)
- (11) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (12) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

2. 現地代理人の必要性有無

EPC 加盟国に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

不明です。

4. 出願言語

ドイツ語又はフランス語で出願できます。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

不明です。

特許制度

1. 現行法令について

2004年4月18日の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

ドイツ語、フランス語又は英語で出願することができます。

英語で出願した場合、ドイツ語又はフランス語の翻訳文を出願日から1ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

(6) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

第一国出願の出願人とルクセンブルグ出願の出願人が異なる場合に必要です。

3. 料金表 (単位: ユーロ(€))

(1) 出願料金	14
(2) 公開料金	4
(3) 早期公開料金	7
(4) 年金	
3年度	29
4年度	37
5年度	47
6年度	59
7年度	74
8年度	89
9年度	104
10年度	118
11年度	130
12年度	145

13年度	160
14年度	175
15年度	190
16年度	205
17年度	220
18年度	235
19年度	250
20年度	270

4. 料金減免制度について

国際出願が受理官庁としてルクセンブルグ特許庁にされた場合には、出願手数料は不要です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

方式的要件の審査のみで、実体的審査は行われません。

(1) 方式的審査について

- ① まず、出願日認定に必要な書類が提出されているか否かについて審査されます。

明細書等を英語で提出した場合に、出願日から1ヶ月以内にドイツ語又はフランス語の翻訳文を提出しなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

- ② 出願日認定に必要な書類が提出されていると判断された場合、出願書類の方式的要件について審査されます。

(2) 不特許事由について

次の事由は発明とはみなされません。

- ・ 発見や科学的理論又は数学的方法の場合
- ・ 精神行為の遂行や、遊戯等の計画や方法の場合
- ・ コンピュータプログラムの場合
- ・ 単なる情報の提示の場合

等です。

(3) 新規性について

出願に係る発明が、出願日（又は優先日）前に世界中のいずれかの場所において、公衆に利用可能な状態となった場合には、新規性を有しません（絶対的新規性の採用です）。

但し、次の場合は新規性を有するものとみなされます。

- ① 出願前6ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された場合。
- ② 出願前6ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者が、国際的博覧会に発明を展示した場合。

この場合、出願人は出願時に新規性の例外の適用を受けるための申し立てをして、出願日から4ヶ月以内に証明書を提出しなければなりません。

(4) 出願公開について

- ① 出願書類は、出願日（又は優先日）から1年6ヶ月経過後、公衆の縦覧に供せられます。
- ② 第三者は、情報提供をすることができます。
- ③ 情報の提供があった場合、第三者が提出した特許性に関する意見書は出願人に送付され、出願人はその意見書に対して送付日から4ヶ月答弁書を提出することができます。

(5) 調査報告書について

- ① 出願人は出願日から1年6ヶ月以内に、調査料金を納付して調査報告の作成を請求する必要があります。
- ② 調査報告書の作成を請求する場合には、請求書に明細書等を添付する必要があります。
- ③ 請求書が所定の要件を満たしていない場合、その旨が出願人に通知され、当該通知日から4ヶ月以内に、請求書を補正する必要があります。この期限内に補正をしなかった場合には、請求書は却下されます。
- ④ 調査報告書は、明細書等を考慮してクレームに基づいて作成されます。
- ⑤ 発明の単一性の要件を満たしていないと判断された場合、調査報告書は主たる発明について作成され、追加手数料の納付があった場合には他の発明についても調査報告書が作成されます。
- ⑥ 調査報告書は、EPOが作成します。
- ⑦ 出願人が所定の期間内に調査報告書作成の請求をしなかった場合、又は出願人が調査報告書作成を希望しなかった場合には、出願公開後特許が付与されます。

この場合、特許権の存続期間は出願日から6年となります。

(6) 補正について

出願人は次の場合に明細書等について補正をすることができます。

- ① 調査報告書作成の請求までの期間。
- ② 対応出願が EPC 出願されている場合において、EPO による調査報告書を受領するまでの間。

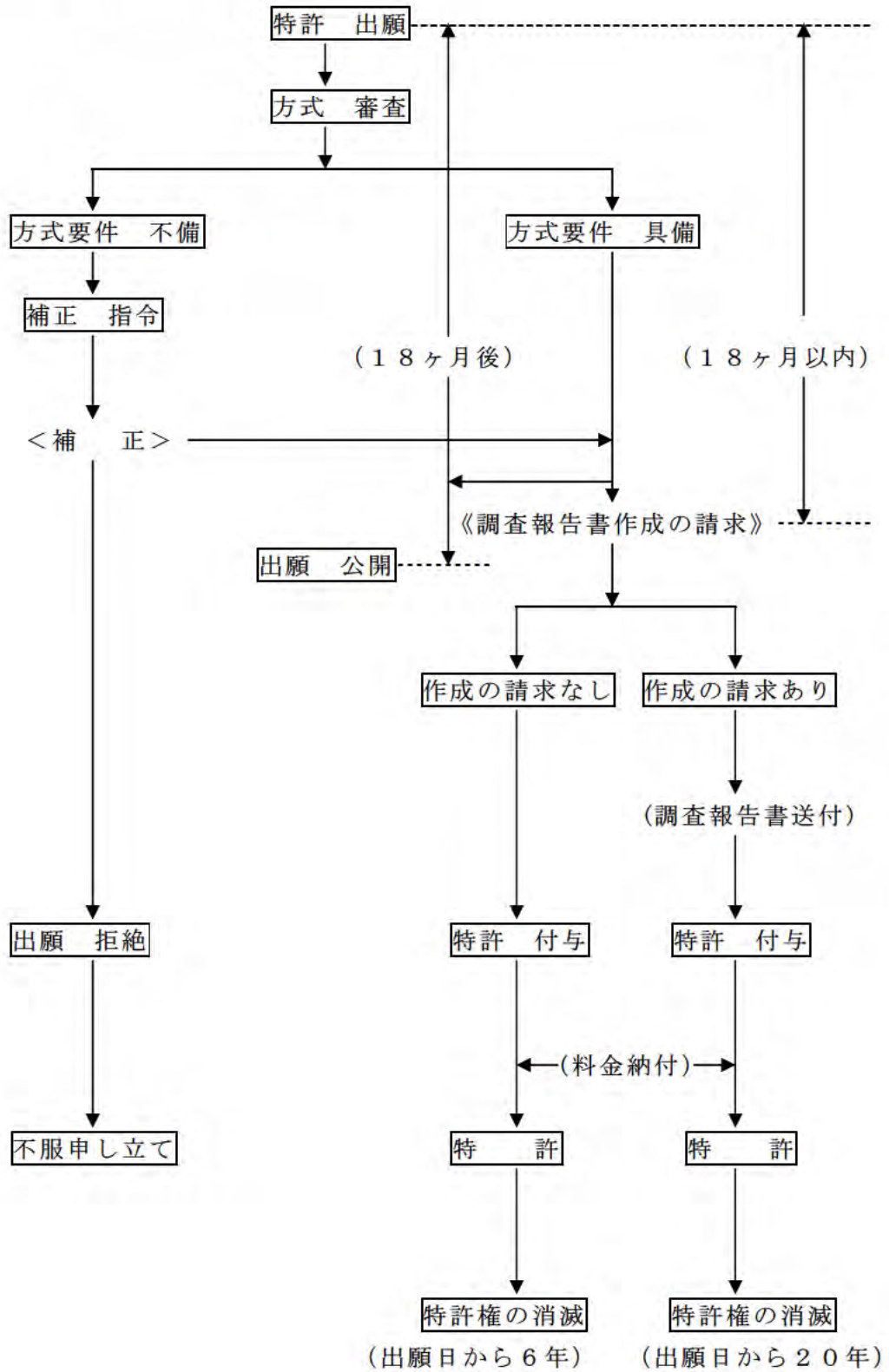
(7) 特許付与について

- ① 調査報告書の作成等を請求し、方式的要件を満たしている場合には、特許が付与されます。この場合 20 年間の存続期間の特許となります。
- ② 一方、方式的要件は満たしているが、調査報告書の作成等の請求をしなかった場合にも特許は付与されますが、この場合には 6 年間の存続期間の特許となります。

(8) 不服申し立てについて

特許庁の決定に対して不服を有する場合、当該決定書の通知日から 3 ヶ月以内に不服申し立てをすることができます。

出願から特許権の消滅までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 調査報告書作成の請求をした出願の特許権の存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 調査報告書作成の請求をしなかった出願の特許権の存続期間は、出願日から6年です。特許権の設定登録日より発生します。
- (3) 出願日から3年度目から維持年金を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：
 - ・ 優先日から20ヶ月以内（Chapter Iの場合）。
 - ・ 優先日から30ヶ月以内（Chapter IIの場合）。
- (2) 提出すべき書類：下記書類のドイツ語又はフランス語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・ 明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・ 19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

- (1) PCT出願から国内段階移行する際の時期ですが、PCT第2章の国際予備審査請求をしなかった場合は、優先日から20ヶ月以内に移行手続きを採る必要があります。優先日から30ヶ月ではありませんので、留意して下さい。
- (2) 調査報告書作成の請求：

既に説明しましたように、出願日から1年6ヶ月以内に調査報告書作成の請求をした場合には、特許権の存続期間が出願日から20年となりますが、調査報告書作成の請求をしなかった場合には、存続期間が短期の6年間となってしまいます。

従いまして、この比較的短い請求期間を考慮し出願と同時に「調査報告書作成の請求」をすることを勧めます。
- (3) EPC出願によるルクセンブルグ特許：

EPC出願によりルクセンブルグ国を指定した場合において、EPC出願が特許になった場合、2008年5月のロンドン協定の発効により、ルクセンブルグ国はEPC特許の翻訳文を要求しないことになりました。

従いまして、EPC出願手続きが英語の言語により特許になった場合には、EPC特許と同時にルクセンブルグ国で特許権が有効に発生することになります。この点も留意して下さい。

意匠制度

1. 現行法令について

ルクセンブルグでは、2006年9月1日施行の「知的所有権（商標及び意匠）に関するベネルクス条約」に基づいて意匠が保護されます。この法律は、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダのベネルクス3国に効力を有する単一の意匠権を創設するものです。したがって、ここでは、「知的所有権（商標及び意匠）」に関するベネルクス条約」について説明します。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書：

- ① 出願人の名称・住所、創作者の氏名・住所
- ② 保護を求める物品名(ロカルノ協定に基づく国際分類のアルファベット順リストの用語による慣習的な物品名を記載します)
- ③ 優先権を主張する場合は、国名・日付・番号を記載します。
- ④ 公告の繰り延べ期間：希望する場合のみ必要です。繰り延べ期間は最長で出願日（優先日）から12ヶ月以内です。

(2) 図面又は写真：

出願に際しては、単一寄託又は複数寄託のいずれかを選択することができます。単一寄託とは、一つの製品（総括名称であってはならない）であって、取引上単一のものとして販売されているものを対象とした意匠です。

「衣服の上下」、「ヘアドライヤー及び付属品」、「台所用品及び付属品」などは単一寄託として出願することができます。一方、複数寄託とは、実用的機能の観点から分離不能に結びついており、互いに相違する、製品に具体化された意匠を対象とするものをいいます。1件の複数寄託で最大50個の意匠を出願することができます。

- (3) 意匠の特徴説明書：希望する場合には150語以内で説明します。
- (4) 優先権証明書；出願時に提出していない場合にはベネルクス庁から提出指令があり、その指令の日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。
- (5) 優先権翻訳：日本から意匠出願する場合は、優先権証明書のフランス語、ルクセンブルグ語又はドイツ語のいずれかの翻訳文を提出する必要があります。
- (6) 優先権譲渡証：基礎出願とベネルクス出願の出願人が異なる場合に必要です。
- (7) 委任状：出願時に委任状は不要です。出願取り下げ等の不利益行為をする場合に必要となります。

3. 料金表（単位：ユーロ（€））

(1) 出願

* 1 の意匠	1 0 8
* 2 ～ 1 0 までの意匠	5 4 （1 意匠につき）
* 1 1 ～ 2 0 までの意匠	2 7 （1 意匠につき）
* 2 1 以上	2 2 （1 意匠につき）

(2) 優先権主張

1 2

(3) 公告料

* 1 意匠につき	1 0
* 特徴説明の公告	4 0
* 公告繰り延べ請求	3 9

(4) 更新

* 1 の意匠	9 5
* 2 ～ 1 0 までの意匠	4 8 （1 意匠につき）
* 1 1 ～ 2 0 までの意匠	2 4 （1 意匠につき）
* 2 1 以上	2 0 （1 意匠につき）

(5) 移転登録

2 4

4. 料金減免制度について

意匠出願について減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

意匠出願については方式審査のみ行われ、実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

実体審査されませんので、審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

意匠出願は、オランダのハーグにある「知的所有権のためのベネルクス庁」に対して行います。意匠出願については、新規性等の実体審査は行われず、方式審査のみが行われます。方式要件を満たしている場合には、意匠登録出願は登録され、内容が公告されます。公告に対する異議申立制度はありませんが、利害関係人は登録意匠の無効を請求することができます。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人にその旨通知され 3 ヶ

月の不備是正期間が与えられます。この期間は請求により又は職権で最長6ヶ月まで延長することができます。この期限内に方式的要件を満たした場合には、その要件を満たした日が出願日となります。この指定期間内に補正をしなかった場合には、意匠登録出願は放棄されたものとみなされ、もはや登録を受けることができなくなります。

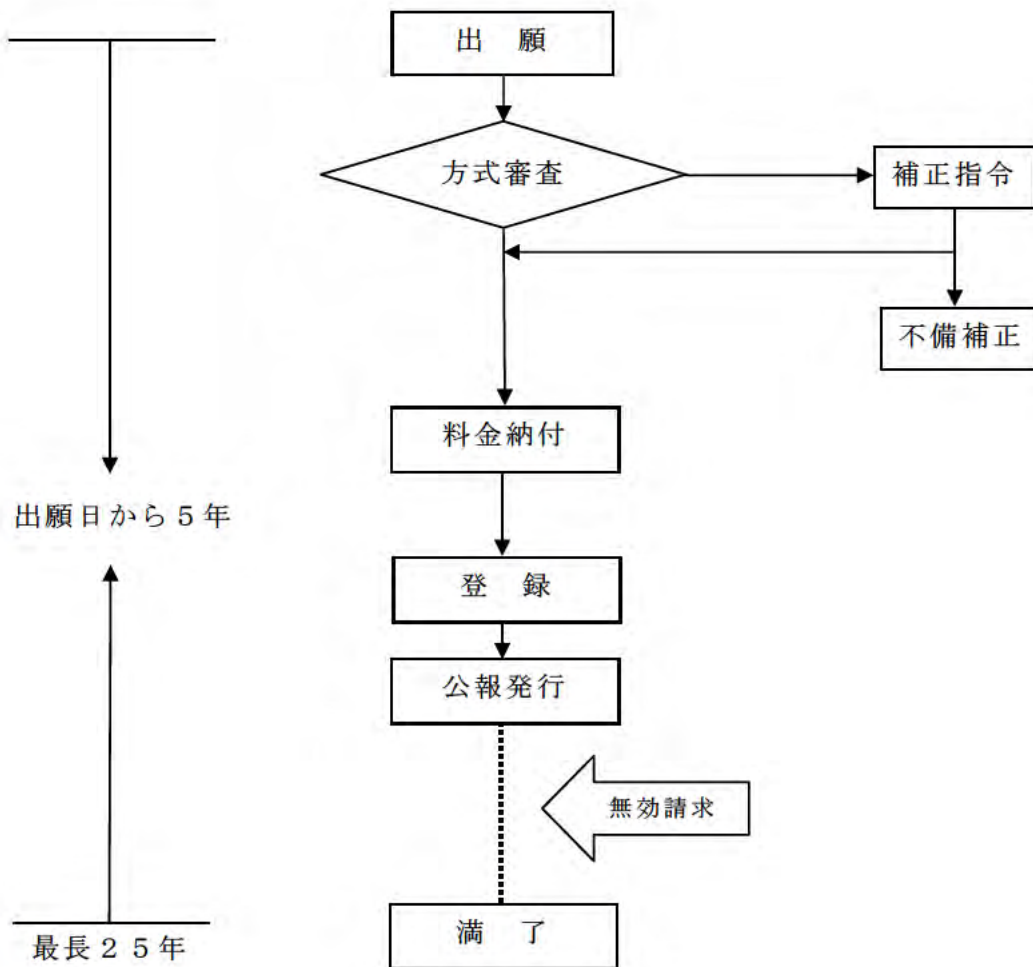
主な不登録事由は以下の通りです。

【不登録事由】

- (1) 公序良俗に反する意匠
- (2) 十分に特徴的形態を示していない意匠
- (3) 新規性がない意匠

新規性とは、出願日（優先日）前、出願に係る意匠と実質的に同一である外観が公衆に対して示されていないことをいいます。

- (4) 他人の商標が含まれている場合
- (5) 他人の著作物の不当な利用となる場合
- (6) 物品の技術的機能のみに影響される特徴からなる意匠



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から5年です。存続期間は、更新料を納付することにより、5年毎に4回延長をすることが出来ますので、最長で25年となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 意匠登録の効果、譲渡、ライセンス

意匠登録されると、その効力はオランダのみならず、ベルギー、ルクセンブルグにも及びます。意匠権を譲渡する場合には、これら3国を一体として行わなければなりませんので、国ごとの譲渡は認められません。これに対してライセンスの場合には、国ごとに許諾することも可能です。

(2) 意匠の定義

意匠の定義は、1998年10月28日のEC指令に従います。すなわち、「製品自体又はその装飾の特徴、特に、線、輪郭、色彩、形態、織り方又は素材から生じる製品の全部又は一部の外観で構成されるもの」をいいます。「製品」には、部品、包装、図形、活字用タイプフェイスも含まれます。

(3) 欧州共同体意匠制度

同一の意匠について、ベネルクス意匠登録に加えて、欧州共同体意匠制度に基づく意匠登録を受けることも可能です。

(4) 無効請求

意匠の定義に該当しない意匠が登録された場合、又は登録要件に反して意匠登録された場合には、利害関係人はその登録意匠の無効を裁判所に提起することができます。

商標制度

1. 現行法令について

ルクセンブルグでは、2006年9月1日施行の「知的所有権（商標及び意匠）に関するベネルクス条約」に基づいて商標が保護されます。この法律は、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダのベネルクス3国に効力を有する単一の商標権を創設するものです。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下のとおりです。

(1) 願書

- ① 出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）
- ② 商品・サービスの表示及びそれらの属する区分（一出願多区分制）
- ③ 個別商標か団体商標かの区別
- ④ 立体商標の場合には、その旨の表示
- ⑤ 色彩の説明（必要な場合）
- ⑥ 商標の識別要素の説明（希望する場合は50語以内）
- ⑦ 優先権主張の場合には国名・日付・番号
- ⑧ 使用管理規則（団体商標の場合）

(2) 委任状

(3) 商標の表現物3通

(4) 優先権証明書：出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(5) 優先権翻訳：出願日から3ヶ月以内にフランス語、ルクセンブルグ語又はドイツ語のいずれかの翻訳が必要となります。

(6) 優先権譲渡証：基礎出願とベネルクス出願の出願人が異なる場合に必要です。

★出願はオンラインで行うことができます。

3. 料金表（単位：ユーロ（€））

(1) 通常出願

* 1～3区分まで	240
* 3区分を超える場合	37（1区分につき）
* 早期登録請求	193（1～3区分まで）

(2) 団体商標出願

* 1～3区分まで	373
* 3区分を超える場合	37（1区分につき）
* 早期登録請求	193（1～3区分まで）

(3) 先行登録の予測性に関する標準調査	
* 1～3区分まで	150
* 3区分を超える場合	20 (1区分につき)
(4) 存続期間の更新 (通常商標)	
* 1～3区分まで	260
* 3区分を超える場合	46 (1区分につき)
(5) 存続期間の更新 (団体商標)	
* 1～3区分まで	474
* 3区分を超える場合	46 (1区分につき)
(6) 異議申立	1000

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

1996年1月1日以降、実体審査が行われるようになっていきます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

商標出願は、最初に方式要件の審査、すなわち、出願日を認定するための要件を具備しているか否かについて審査されます。要件不備の場合には、不備を充足するための期間として1ヶ月が出願人に与えられます。この期間内に申請人が要件を満たす補正をしなかった場合には、出願は消滅します。

方式審査をパスした後、出願内容は公開され公開日から2ヶ月以内は何人も異議申立てをすることができます。

出願が方式要件を充足した後、実体的登録要件の審査が行われます。実体審査は、絶対的拒絶理由（識別性など）についてのみ審査され、相対的拒絶理由（先行商標との類否）については審査されません。相対的拒絶理由については、登録後に無効請求があった場合に審査されます。出願が不登録事由に該当する場合は、拒絶理由が通知され、出願人は通知の日から3ヶ月以内（実務上は6ヶ月以内）に意見書等を提出することができます。この期間内に応答されなかった場合、又は応答が不十分であった場合には出願は拒絶されます。拒絶査定から2ヶ月以内

に、出願人は審判請求をすることができます。審判請求は、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグのいずれかの審判裁判所に提起することができます。主な不登録事由は以下の通りです。

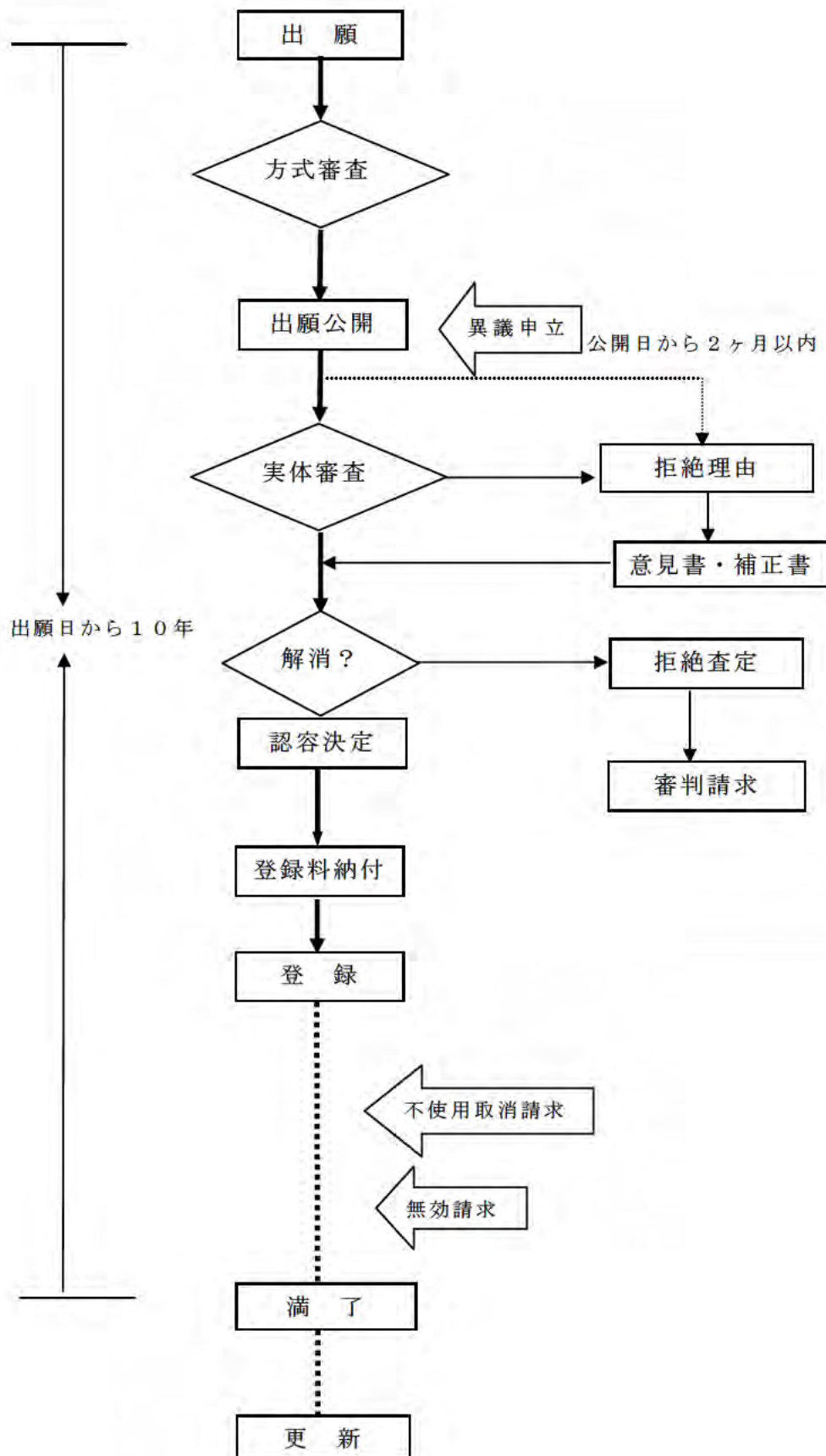
【不登録事由】

<絶対的拒絶理由>

- (1) 識別力のない商標
- (2) 公序良俗に反する商標（ベネルクス3国の1ヶ国）
- (3) 公衆を欺瞞するおそれがある商標

<相対的拒絶理由>

- (1) 先行する他人の商標と同一又は類似の商標
- (2) 先行する他人の商標の名声を不当に害する商標



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は、出願日から10年です。存続期間は10年毎に更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、取引において、商品・サービスを識別可能な視覚的に表現することができる標識と定義されています。文字、言葉、数字、図形、商品の形状や包装、楽譜によって表現できる音響標章など視覚的に表現できるものは商標登録可能とされています。芳香商標、味覚商標、触覚商標は視覚的に表現できないので商標登録はできません。

12. 留意事項

(1) 不使用取消制度

登録商標が継続して5年以上使用されていない場合は、利害関係人の請求により登録を取消されることがあります。商標の使用か否かは個別具体的に判断されますが、一般的には物品の販売目的のために使用される場合には適切な使用とみなされます。また、輸出専用の商品に商標を付することも適切な使用とみなされます。

(2) 異議申立制度

出願の方式審査が完了して、商品・サービスの記載が適切と判断されると、異議申立てのために出願を公開します。異議申立ての期間は、出願公開から2ヶ月間です。異議理由は、先行商標との類似、周知商標との混同のおそれなどがあり、先行商標の商標権者、そのライセンシーのみが異議申立てを行うことができます。

出願人には答弁の機会が与えられ、商標の使用証拠などを提出して異議申立てに反論することができます。また、出願人と異議申立人で和解をすることもできます。ベネルクス庁は異議についての決定（異議の棄却、出願の拒絶）を行います。

(3) 譲渡、ライセンス

商標登録されると、その効力はオランダのみならず、ベルギー、ルクセンブルグにも及びます。商標権を譲渡する場合には、これら3国を一体として行わなければなりませんので、国ごとの譲渡は認められません。これに対してライセンスの場合には、国ごとに許諾することも可能です。

(4) 欧州共同体商標制度

ベネルクス商標登録の商標権者は、同一の商標、商品・サービスについて、欧州共同体商標制度に基づく商標登録を受けることも可能です。その場合には、欧州共同体商標出願に、ベネルクス商標登録の優先順位（シニオリティー）を主張することができます。優先順位を主張しておくこと、ベネルクス商標登録が消滅した場合でも、欧州共同体商標出願についてベネルクス商標登録と同等の権利を引き継げるというメリットがあります。